

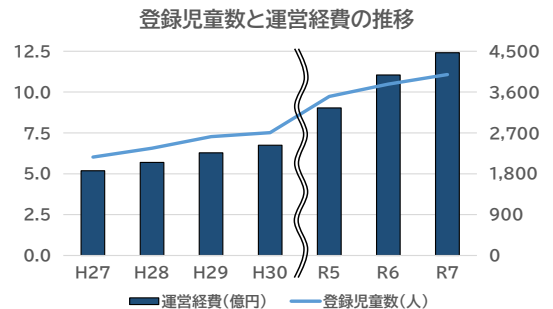
◆学童保育室とは

学童保育室は、保護者が就労等により家庭での保育を受けることが困難な児童を対象に、小学校の授業終了後および休業日に生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

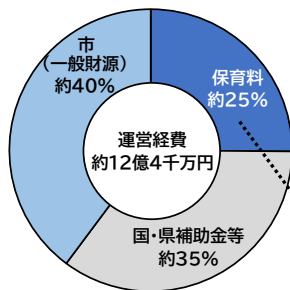
本市では、全ての市立小学校内に公立の学童保育室を設置しており、令和8年4月現在、登録児童数は4,150人となっています。

◆学童保育室の現状

近年の共働き世帯の増加や保護者の働き方の多様化により、学童保育室の登録児童数は年々増加し、求められるサービスも変化してきています。このような状況の中で、配置職員数の増加や、老朽化が進む施設の維持管理対応等により、人件費をはじめとした運営経費も増加し続けています。



運営経費の財源内訳(R7年度)



また、学童保育室の運営にかかる財源は、保護者からの保育料、国・県補助金等のほか、市税などの一般財源となっていますが、近年は一般財源による負担が増加し、受益者負担(サービスを利用する方に一定の経費負担を求めるという考え方)の公平性が保たれていない状況となっています。

国の考え方では本来、保護者(保育料)負担が50%とされていますが、現状は約25%であり、市(一般財源)の負担が大きくなっています。

◆今後の変更点(現状を踏まえて令和8年9月議会において「川越市学童保育室条例」を改正しました)

①【令和9年4月から】開室時間を午後7時までとします

保護者ニーズや近年の働き方の多様化への対応として、現在「午後6時30分まで」となっている開室時間を「午後7時まで」とします。

②【令和10年4月・令和11年4月】保育料を段階的に改定します

今後の学童保育室の持続的で安定的な運営を図っていくため、保育料を段階的に改定します。

③【令和10年4月から】多子世帯の負担軽減制度を導入します

複数の児童が学童保育室を利用する「多子世帯」の経済的負担を考慮し、利用児童2人目以降の保育料を「2分の1負担」とします(利用児童が2人以上の世帯は自動的に負担軽減が適用されます)。

《月額保育料の変化》

年度		R9年度【変更なし】		R10年度【改定】		R11年度【改定】	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
通常世帯		8,000円		9,000円	4,500円	10,000円	5,000円
減免世帯	生活保護世帯	免除(0円)		免除(0円)		免除(0円)	
	市民税非課税世帯	免除(0円)		免除(0円)		免除(0円)	
	児童扶養手当受給世帯	4,000円	2,000円	4,500円	2,250円	5,000円	2,500円
	就学援助受給世帯	4,000円	2,000円	4,500円	2,250円	5,000円	2,500円

※減免に該当する世帯については、別途「減免申請」が必要です。

◆今後の学童保育室の運営について

今回の変更点も踏まえ、児童が充実した放課後等を過ごせるように、今後も学童保育室の環境改善や保育の質の向上に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。